

資料編

1. 小美玉市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会要綱

平成20年6月30日

告示第121号

(設置)

第1条 小美玉市は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に基づく小美玉市介護保険事業計画を策定するため、小美玉市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

(1) 小美玉市高齢者福祉計画に関する事項

- ア 高齢者等の現状把握
- イ 高齢者サービスの実施状況
- ウ 高齢者サービスの実施目標
- エ 高齢者サービスの供給体制の確保
- オ その他計画策定に関する必要事項

(2) 小美玉市介護保険事業計画に関する事項

- ア 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みに関する事
- イ アの介護給付等対象サービス種類ごとの見込量の確保のための方策に関する事
- ウ 指定居宅サービスの事業または指定居宅介護支援の事業を行う者の相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事
- エ その他の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会の委員(以下「委員」という。)は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 被保険者代表(第1号・第2号)
- (5) サービス利用者代表
- (6) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定に係る事項の協議が終了したときとする。
ただし、委員が欠けた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(補助機関の設置)

第5条 策定委員会に、高齢者の現状及びサービスの実施状況等を把握するための補助機関として、小美玉市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定ワーキングチームを置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 策定委員会は、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、策定委員会の会務を総括し、会議の議長とする。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第7条 策定委員会の会議は、必要に応じて随時委員長が開催するものとする。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、計画策定のために必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 策定委員会の事務局は、福祉部福祉事務所介護福祉課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月30日から施行する。

2. 小美玉市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

No.	委員氏名	職 名	区 分
1	【委員長】 岩本 好夫	小美玉市議会議員	学識経験者
2	【副委員長】 諸岡 信裕	医師	保健医療関係者
3	田村 チイ	管理栄養士	学識経験者
4	杉本 敏樹	歯科医師	保健医療関係者
5	竹内 昌信	小美玉市民生委員児童委員連合協議会長	福祉関係者
6	山崎 晴生	地域密着型サービス事業所管理者	福祉関係者
7	宮本 和夫	石岡地方広域シルバー人材センター会員	福祉関係者
8	中嶋 重夫	小美玉市老人クラブ玉里支部長	介護保険被保険者
9	黒田 惇彦	小美玉市ボランティア連絡協議会長	介護保険被保険者
10	小島 健一	小美玉市区長会長	介護保険被保険者
11	沼田 マサ	小美玉市女性会長	介護保険被保険者
12	中村 哲也	社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会 事務局長	福祉関係者

(順不同)

3. 小美玉市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定経過

年 月 日	協 議 内 容
平成 29 年 5 月 18 日	第 1 回小美玉市 高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画策定委員会 【議事】 (1) 小美玉市高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画の 基本的な考え方について (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調 査の結果について (3) 今後のスケジュールについて (4) その他
平成 29 年 6 月 28 日	第 2 回小美玉市 高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画策定委員会 【議事】 (1) 地域包括ケアシステムの構築に向けて (2) 計画の骨子案について (3) その他
平成 29 年 10 月 2 日	第 3 回小美玉市 高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画策定委員会 【議事】 (1) 計画の骨子案について (2) その他
平成 29 年 11 月 21 日	第 4 回小美玉市 高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画策定委員会 【議事】 (1) 計画素案について (2) その他
平成 29 年 12 月 18 日 〃 平成 30 年 1 月 25 日	パブリックコメントの実施 【公表方法】 本庁舎玄関ロビー、小川総合支所玄関ロビー、 玉里総合支所玄関ロビー、市ウェブサイト（ホームページ）
平成 30 年 2 月 20 日	第 5 回小美玉市 高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画策定委員会 【議事】 (1) 計画案について (2) その他

4. 用語解説

【あ行】

アセスメント

介護サービス利用者の身体機能や環境などを事前に把握、評価することで、ケアプランの作成等、今後のケアに必要な見通しをたてるために必要な評価のことを意味します。

インフォーマルサービス

介護保険制度を使用しないサービスのことで、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、NPO、社会福祉協議会等が提供していることが多く、サービスの内容としては、家事援助や通院・外出の付き添いや送迎、見守りや話し相手等があります。

【か行】

介護給付

介護サービスを利用した要介護者（要介護1～5の認定を受けた人）に対して支払われる介護保険給付のことです。

介護支援専門員(ケアマネジャー)

要介護者からの相談に応じるとともに、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるようケアプランを作成し、市町村、サービス事業者、施設などとの連絡調整等を行う人のことです。

介護予防

要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにする（維持・改善を図る）と定義されています。

キャラバン・メイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人のことです。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要があります。

居宅(介護予防)サービス

介護保険制度によって利用できるサービスです。介護保険を利用するときは、まず市町村が行う「要介護認定」を受けます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが違います。居宅サービスは在宅での介護を中心にしたサービスです。希望するサービスを組み合わせて利用することもできます。

ケアプラン

要支援、要介護に認定された高齢者が希望に添った介護サービスを利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」のことです。

ケアマネジメント

本人の状態や状況に応じた適切なサービスを利用することができるよう、アセスメントやケアプランの作成、モニタリングを行うことです。

【さ行】

在宅サービス

介護が必要な高齢者が、いつも住んでいる居宅で介護を受ける場合に、提供されるサービスのことです。

作業療法士

「理学療法士および作業療法士法」にもとづく国家資格で、OT（Occupational Therapist）と呼ばれることもあります。作業療法とは、身体または精神に障がいのある人に対し、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることとされており、作業療法士は厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示のもとに作業療法を行なうことを業とする者と位置づけられています。

算定対象審査支払手数料

市町村と都道府県国民健康保険団体連合会との契約により定められる介護サービス利用料の審査に係る費用に対する手数料のことです。

施設サービス

施設に入所して受けるサービスで、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）、介護療養型医療施設（療養型病床群）の3種の施設で受けられます。

社会資源

福祉ニーズを充足するための施設、設備、資金、法律、人材、技能などの総称のことです。具体的には、行政機関、各種施設、団体、法人、企業、ソーシャルワーカー、ケアワーカー、保健師、看護師、家族、友人、ボランティアなどがあります。

社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、略称で「社協」とも呼ばれます。市町村を単位とする市町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会があります。

社会福祉士

「社会福祉士および介護福祉士法」にもとづく国家資格です。在宅、施設で生活している方々の相談に応じ、必要な助言や利用可能な制度・サービスの紹介をはじめ、サービスの利用調整や関係者間の連絡など、相談者を支え、その抱える課題を解決するためにさまざまな仕事をしています。

若年性認知症支援ガイドブック

若年性認知症の相談業務を担当する担当者等が、本人や家族から相談を受けて対応したり、支援をする際に若年性認知症支援ガイドブックの内容に基づいて、きめ細かく対応することを可能にしたものです。若年性認知症の場合には、高齢で発症する認知症と、課題や支援のあり方などが異なることが多いため、その理解を深め、スムーズな支援につながるよう作成したものです。

【た行】

第1号被保険者

市町村に居住する65歳以上の人です。

第2号被保険者

市町村に居住する40歳以上65歳未満の人で、医療保険に加入している人です。

団塊の世代

昭和22年から昭和24年（西暦1947年～1949年）に生まれた世代（第1次ベビーブーム）のことです。

地域支援事業

市町村が主体となり、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、実施する事業のことです。

地域密着型(介護予防)サービス

高齢者独居世帯や認知症高齢者等の増加を踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、原則として日常生活圏域内でサービス利用及び提供が行われることとし、市町村が事業所の指定及び指導・監督するサービスのことで、

調整交付金

提供サービス量に影響を与えやすい後期高齢者人口の割合や保険料基準額に影響を与える所得の分布状況の格差を調整するために、国が負担する交付金のことで、

【な行】

認知症ケアパス

認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるためのものです。

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者です。

認知症サポーターキャラバン

認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを全国で養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指すものです。

認知症サポート医

かかりつけ医への研修・助言をはじめ、地域の認知症に係る地域医療体制の中核的な役割を担う医師のことです。

認知症疾患医療センター

かかりつけ医や介護・福祉施設、地方自治体とも連携し、地域の中で認知症の方やその家族に、適切な専門医療を提供し、診察や相談に応じる専門機関のことです。

認知症多職種協働研修

認知症の人が状態に応じて適切な医療・介護・福祉の支援を受けることができるよう、支援に携わる専門職や行政関係者を対象に、認知症ケアに関わる多様な職種や支援者の視点を相互に理解し、認知症の人が必要とする支援を役割分担的かつ統合的に提供できるようにすることを学ぶための研修のことです。

認知症ライフサポート研修

認知症の方の支援のため、介護に携わる関係者で認識を共有し、連携を深めていくための研修のことです。

【ま行】

民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。

モニタリング

要介護者等に対して必要なケアマネジメントが提供されているかどうか、状況の変化に応じた利用者のニーズが新たに発生していないか、現状を観察して把握することです。

もの忘れ相談医

地域の市郡医師会が、研修を修了した医師を認定し登録しているものや、日頃から認知症を専門的に診療している医師のことです。

【や行】

要支援・要介護認定

介護給付、予防給付を受けようとする被保険者が、給付要件を満たしているかどうかを確認するために行われる認定です。保険者である市町村が、全国一律の客観的基準（要介護認定基準）に基づいて行います。認定の手順は、被保険者からの申請を受けた市町村が被保険者に対し認定調査を行うと同時に、被保険者の主治医に意見書を求め、これらの調査結果等を認定審査会に通知し、要介護状態、要支援状態への該当、要介護、要支援状態の区分等について審査・判定を行います。

予防給付

介護予防サービスを利用した要支援者（要支援1・2の認定を受けた人）に対して支払われる介護保険給付のことです。

【ら行】

理学療法士

Physical Therapist（PT）とも呼ばれます。ケガや病気などで身体に障がいのある人や障がいの発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、および障がいの悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの）などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職です。

小美玉市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

好きだから このまちでずっと 過ごすために
－ 地域で支えるまちづくりをめざして －

平成30年3月

発行 小美玉市

編集 小美玉市 福祉部 介護福祉課

〒311-3495



茨城県小美玉市上玉里 1122 番地（玉里総合支所内）

TEL 0299-48-1111（代表）

URL <http://city.omitama.lg.jp/>